

静岡県「障害福祉サービス等情報公表制度」実施要綱

1 目的

静岡県知事（以下「知事」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（以下「児福法」という。）の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号。以下「一部改正法」という。）による改正後の障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条の 3 に規定する情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児福法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 18 の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱を次のとおり定める。

2 実施要綱の内容

実施要綱の内容は、次のとおりとする。

(1) 基準日

各年 4 月 1 日とする。

(2) 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

ア 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

イ 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

ウ 指定計画相談支援

エ 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

オ 指定障害児相談支援

カ 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）

(3) 公表等の対象となる事業所

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児福法第 33 条の 18 第 1 項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象とする。

また、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児福法第 33 条の 18 第 1 項及び児福則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象とする。

(4) 報告

ア 報告の内容

- (7) 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報を報告する。
- (4) 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報を報告する。

イ 報告の方法

事業者は、公表システムを通じ知事へ報告することとする。ただし、公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合については、文書等による報告も可とする。

ウ 報告の開始

- (7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年 5 月 7 日とする。
- (4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日とする。

エ 報告の期限

- (7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、各年 7 月 31 日とする。
- (4) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、当該事業者指定を受けた日から 2 か月以内とする。

オ 情報の更新の取り扱い

- (7) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときに、報告を行うこととする。

(4) 上記(7)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとする。

(6) 調査

ア 目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規定により、利用者保護等の観点から、知事が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するために行う。

イ 基本的事項

(7) 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(4) 調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(7) 調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査の方法等によって行うものとする。

(7) 公表

ア 手続き

知事は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。

また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

イ 公表の方法等

知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

(7) インターネットによる公表

知事は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、知事は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

(4) その他の公表方法

知事は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 公表の時期

(7) 基準日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2

か月以内とする。

- (i) 基準日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1か月以内とする。

エ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

(8) 苦情等の対応

ア 総合的な窓口

知事は、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対応の総合的な窓口を設ける。

イ 基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、知事は、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討する。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

知事は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

3 その他

(i) 市町との連携

指定計画相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に係る当該情報公表業務については、障害者総合支援法第76条の3第5項、第7項及び児福法第33条の18第5項、第7項に定めるものの他、適宜当該市町の協力を得て行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。